

「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行 条例を廃止する等の条例案」について (議案第 199 号)

平成 27 年 12 月 3 日
情 報 企 画 課

1 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 25 年法律第 28 号) による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (平成 14 年法律第 153 号) の一部改正により地方公共団体情報システム機構が署名用電子証明書の発行に関する事務を行うこととされたことに伴い、指定認証機関の収入として收受させる手数料を廃止する等の必要がある。

2 内容

(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例 (平成 15 年秋田県条例第 83 号) の廃止 (第 1 条による廃止)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例は、廃止することとする。

(2) 市町村への権限移譲の推進に関する条例 (平成 16 年秋田県条例第 71 号) の一部改正 (第 2 条による改正)

經由事務から電子証明書の発行手数料の徴収に関する事務を除くこととする。(別表第 85 関係)

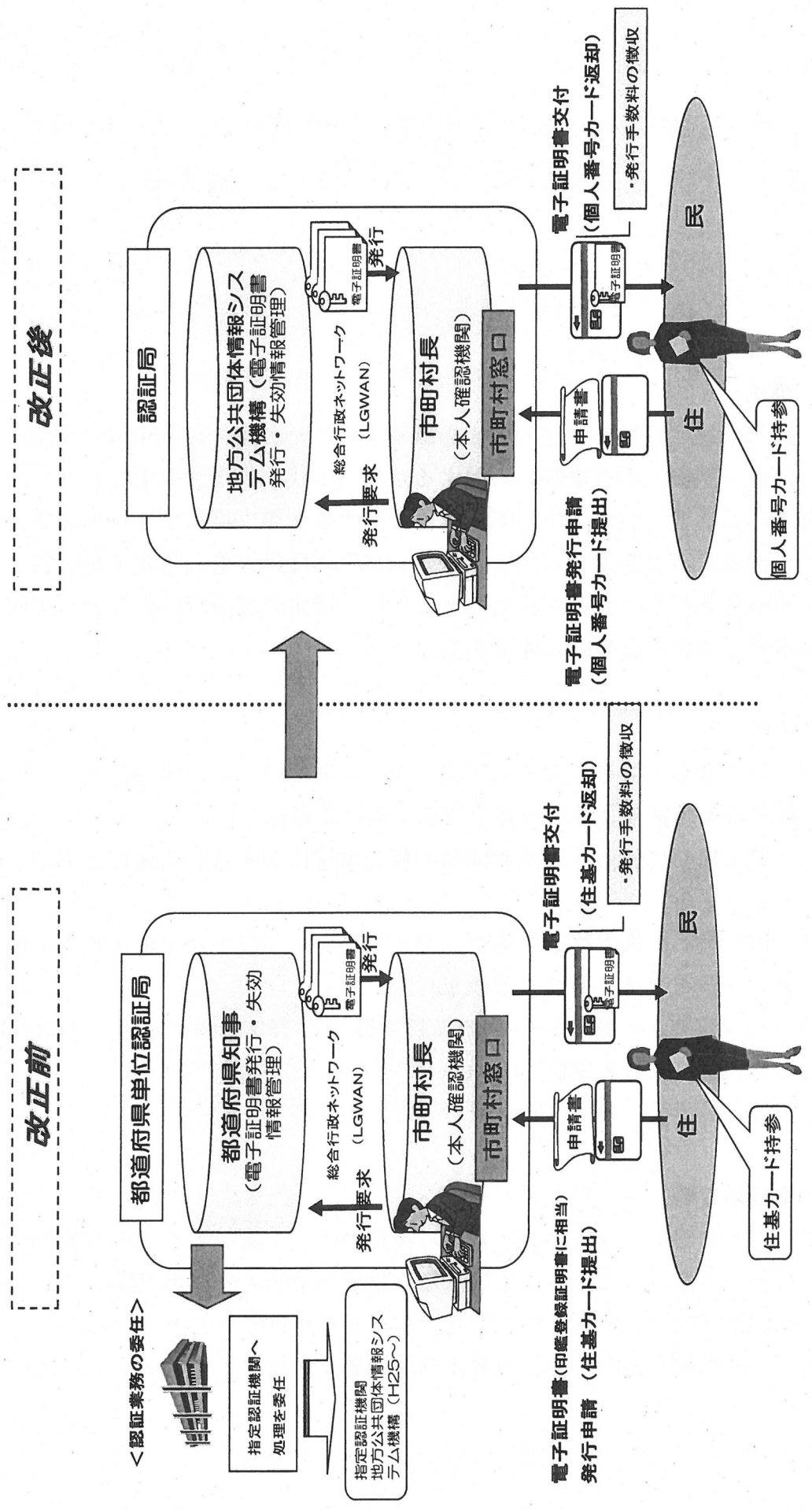
(3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

(1) この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第 3 号に掲げる規定の施行の日 (平成 28 年 1 月 1 日) から施行することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

公的個人認証法改正の概要について



電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する等の条例案新旧対照表
市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新

別表第八十五（第十三条関係）

一〇十三 略	經由事務	対象市町村
	略	
<p>十四 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（一）法第四条第二項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関 等の指定の申請の受理（二）法第五条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関 等の指定証の交付（三）法第九条第二項及び第三項の規定による覚せい剤施用機関 等の廃止等の届出の受理（四）法第十条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関（覚せい剤原料取扱者を含む。（五）及び（六）において同じ。）及び覚せい剤研究者（覚せい剤原料研究者を含む。（五）及び（六）において同じ。）の指定証の返納の受理</p>		
		保健所を設置する市

旧

別表第八十五（第十三条関係）

二〇十四 略	經由事務	対象市町村
	略	
<p>一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）に基づく事務のうち、同法第三十四条第四項に規定する発行数料の徴収</p> <p>十五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（一）法第四条第二項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関等の指定の申請の受理（二）法第五条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関等の指定証の交付（三）法第九条第二項及び第三項の規定による覚せい剤施用機関等の廃止等の届出の受理（四）法第十条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関（覚せい剤原料取扱者を含む。（五）及び（六）において同じ。）及び覚せい剤研究者（覚せい剤原料研究者を含む。（五）及び（六）において同じ。）の指定証の返納の受理</p>		
		保健所を設置する市

- (五) 法第十一条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定の再交付の申請の受理
- (六) 法第十一条第二項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定の返納の受理
- (七) 法第十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理
- (八) 法第十五条第一項の規定による覚醒剤の製造の許可の申請の受理
- (九) 法第二十二条の二の規定による覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の所有する覚醒剤の廃棄の届出の受理
- (十) 法第二十三条の規定による覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の事故の届出の受理
- (十一) 法第二十四条第一項及び第二項の規定による覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定の失効の場合の報告の受理
- (十二) 法第三十条の規定による覚醒剤施用機関等の報告の受理
- (十三) 法第三十条の四第一項の規定による覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の業務の廃止等の届出の受理
- (十四) 法第三十条の十三の規定による覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者（覚醒剤研

- (五) 法第十一条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定の再交付の申請の受理
- (六) 法第十一条第二項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定の返納の受理
- (七) 法第十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理
- (八) 法第十五条第一項の規定による覚せい剤の製造の許可の申請の受理
- (九) 法第二十二条の二の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の所有する覚せい剤の廃棄の届出の受理
- (十) 法第二十三条の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の事故の届出の受理
- (十一) 法第二十四条第一項及び第二項の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定の失効の場合の報告の受理
- (十二) 法第三十条の規定による覚せい剤施用機関等の報告の受理
- (十三) 法第三十条の四第一項の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の業務の廃止等の届出の受理
- (十四) 法第三十条の十三の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者（覚せい

<p>研究者を含む。(五)及び(六)において同じ。 ()の所有する覚醒剤原料の廃棄の届出の受理</p> <p>(五) 法第三十条の十四の規定による覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の事故の届出の受理</p> <p>(六) 法第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定の失効の場合の報告の受理</p>	<p>略</p>
<p>二十五 温泉法(昭和二十三年法律第二百一十号。以下この号において「法」という。)、温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)及び秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(平成二十年秋田県条例第四十四号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 法第十一条第一項の規定による温泉の湧出路の増掘等の許可の申請の受理</p> <p>(四) 略</p> <p>(五) 条例第二条の規定による温泉の湧出路のしゅんせつの届出の受理</p>	<p>略</p> <p>保健所を設置する市</p>
<p>二十五 都市計画法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 法第四十一条第二項ただし書の規定によ</p>	<p>市町村(中核市を除く。)</p>

<p>い剤研究者を含む。(五)及び(六)において同じ。 ()の所有する覚せい剤原料の廃棄の届出の受理</p> <p>(五) 法第三十条の十四の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の事故の届出の受理</p> <p>(六) 法第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の指定の失効の場合の報告の受理</p>	<p>略</p>
<p>二十六 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下この号において「法」という。)、温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)及び秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(平成二十年秋田県条例第四十四号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 法第十一条第一項の規定による温泉の湧出路の増掘等の許可の申請の受理</p> <p>(四) 略</p> <p>(五) 条例第二条の規定による温泉の湧出路のしゅんせつの届出の受理</p>	<p>略</p> <p>保健所を設置する市</p>
<p>二十六 都市計画法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 略</p> <p>(三) 法第四十一条第二項ただし書の規定によ</p>	<p>市町村(中核市を除く。)</p>

<p>る建築物の建蔽率 等に関する特例の許可の申請の受理 (九)(五) 略</p>	<p>二十六・二十七 略</p> <p>二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び(四)からまでに掲げるもの(同号(一)、(四)、(九)(同法第五十二条第十四項(同項第二号に該当する場合に限る。))の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(五)、(六)、(同法第六十八号第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。)、・から・まで、・、及び・に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八号第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>略</p> <p>建築基準法第九十七条の二第一項の建築主事を置く市町村(建築審査会を設置する市町村に限る。)</p>
---	---	---

<p>る建築物の建ぺい率等に関する特例の許可の申請の受理 (九)(五) 略</p>	<p>二十七・二十八 略</p> <p>二十九 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十七号(一)、(二)及び(四)からまでに掲げるもの(同号(一)、(四)、(九)(同法第五十二条第十四項(同項第二号に該当する場合に限る。))の規定による許可の申請に係るものに限る。)、(五)、(六)、(同法第六十八号第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。)、・から・まで、・、及び・に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八号第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)</p>	<p>略</p> <p>建築基準法第九十七条の二第一項の建築主事を置く市町村(建築審査会を設置する市町村に限る。)</p>
---	---	---